

公益法人への契約以外の支出について（「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づくもの）

支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	支出額 （単位：円）	（会費の場合） 支出先法人が定める 会費一口当たりの 金額又は最低限 の金額 （単位：円）	支出日等 （支出決定日）	（会費の場合） 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の 区分	国所管又は 都道府県所 管の区分
公益社団法人 日本経済研究センター	5010005015228	経済データ利用料	990,000	－	令和6年4月12日	－	公社	国所管
		セミナー参加料	59,400	－	令和6年4月19日、 5月10日	－		
公益財団法人 21世紀職業財団	7010005003890	フォーラム参加料	770,000	－	令和6年4月12日	－	公財	国所管
公益社団法人 日本監査役協会	3010005017481	会費	100,000	一口100,000	令和6年4月12日	監事の職務に必要な最新の法律・会計・監査実務知識などを定期的に入手することにより、より高度で効果的な監事監査に資するため。	公社	国所管
		受講料	61,600	－	令和6年4月19日、5月24日、6月28日、7月19日、10月18日、12月20日、令和7年2月21日	－		
公益財団法人 マンション管理センター	9010005003393	定期購読料	4,980	－	令和6年4月19日	－	公財	国所管
		広告掲載料	815,000		令和6年4月26日、5月31日、6月28日、8月2日、令和7年2月28日	－		
公益社団法人 全国市街地再開発協会	6010405001223	定期購読料	192,000	－	令和6年4月19日	－	公社	国所管
		広告掲載料	900,000	－	令和6年5月2日、5月31日、7月5日、8月9日、9月6日、10月4日、11月8日、12月6日、令和7年1月10日、2月7日、3月7日、3月28日	－		
		会費	80,000	一口80,000	令和6年7月19日	当機構のまちづくり融資の情報発信及び市街地の再開発や密集市街地の整備等に関する情報収集に資するため。		
公益社団法人 東京共同住宅協会	8011005003392	広告掲載料	616,000	－	令和6年4月19日、7月12日	－	公社	国所管
公益社団法人 日本不動産学会	6010005005252	会費	100,000	一口100,000	令和6年4月19日	実務報告会等を通じ、職員の専門能力及び当機構のプレゼンス向上に資するため。	公社	国所管
公益社団法人 日本複製権センター	8010405010536	複写利用手数料	257,136	－	令和6年4月26日	－	公社	国所管
公益社団法人 いしかわ環境パートナーシップ県会議	1220005002464	出展料	100,000	－	令和6年9月13日	－	公社	県所管
公益社団法人 広島県建築士会	2240005000779	チラシ封入料・メール送料	318,460	－	令和6年10月18日、11月1日、12月20日、令和7年1月17日、1月24日、2月28日、3月21日	－	公社	県所管
公益財団法人 母子衛生研究会	4010005011368	ブース出展料	110,000	－	令和7年2月14日	－	公財	国所管
公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会	3030005015566	チラシ封入料	101,215	－	令和6年9月6日、12月20日、令和7年2月21日	－	公社	県所管

（注）
1 「公益法人」には、国の所管である特例民法法人、公益社団法人及び公益財団法人が含まれる。
2 「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。
3 「会費一口当たりの金額又は最低限の金額」欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額又は最低限の額を記載する。
4 公益法人の区分については、「公益財団法人」は「公財」、「公益社団法人」は「公社」、「特例財団法人」は「特財」、「特例社団法人」は「特社」と記載する。